

之批發的態度云々のアリ

3. 労働者側ハ本月十号ニシテ...

労働者側ハ本月十号ニシテ...

業ヲ決行スル策動ス

4. 産機団体ハ日本労働者組合同盟...

五等者ノ極力分子ニ裏面策動中

5. 右ノ状態ニ鑑ミ首座主席部長等ニ於テ...

右極力之ヲ調停中ナリ

6. 右調停ニ依リ解決ノ見込ナリ

掃部争議ニ於ケル労働者側ノ中心争点ハ既報ノ通り大正十五年ニ於ケル該會社労働争議ニ際シ車掌運轉手ノ初任級一円六十錢其他ハ之ニ準スルコト、其後改收札其

他雜役夫ハ初任級一円十錢ヲ支給セザリシニ協定シ居タルニ不拘這般會社ハ同一業務ニ従事セシムヘシトシテ計手名義ニテ日給七十五錢ニテ雇入レタルノミナラス除隊後再就職シタル車掌徳常一ナル者ヲ日給一円三十錢ニテ雇傭シタルヲ以テ労働者側ハ之レ該協約ヲ破棄セルモノトシテ強硬ニ之ニ反對シ之カ取消ヲ主張スルニアリテ其後ノ經過左記ノ通ナルカ難急業ニ陥ルノ虞アリ嚴密視察警戒中ナリ

記

一 労働者側ノ態度

一 難急業計畫

従業員等ニアリテハ既報ノ通り會社カ要求拒絶